

○ 製造たばこ特定販売業登録等取扱要領

（制 定：平成 16 年 1 月 19 日財理第 1 6 3 号）
（最終改正：令和 2 年 12 月 18 日財理第 3 9 7 3 号）

第一 総則

1. 定義

この要領において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「特定販売業」とは、自ら輸入（関税法（昭和 2 9 年法律第 6 1 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する輸入をいう。）をした製造たばこの販売を業として行うことをいい、営利を目的とするか否か、又は特定若しくは不特定の者に販売するかどうかは問わない。
- (2) 「主たる事務所」とは、特定販売業の登録を受けようとする者又は特定販売業者の特定販売業の業務の実施について中心的役割を担うと認められる施設をいい、法人にあっても、登記簿上の本店又は主たる事務所であることを要しない。
- (3) 「営業所」とは、特定販売業者の登録を受けようとする者又は特定販売業者の特定販売業の業務の全部又は一部を反復継続して営む施設をいう。

第二 登録

1. 添付書類

- (1) 登録申請書の添付書類において必要な官公署が証明する書類は、申請の日前 3 月以内に発行されたものでなければならない。
- (2) たばこ事業法施行規則（昭和 6 0 年大蔵省令第 5 号。以下「規則」という。）第 1 0 条第 1 項第 1 号イに規定する「これに代わる書面」とは、登録申請者が外国人である場合における在留カード又は特別永住者証明書の写しをいう。
- (3) 規則第 1 0 条第 1 項第 1 号ロに規定する「証明書」及び同号ニに規定する「未成年者の登記事項証明書」は、登録申請者が外国人である場合においては、たばこ事業法（昭和 5 9 年法律第 6 8 号。以下「法」という。）第 1 1 条第 3 項に規定する誓約書の添付をもってこれに代える。

- (4) 規則第10条第1項第2号に規定する「定款」は、登録申請者が外国会社である場合においては、商業登記法（昭和38年法律第125号）第129条第1項第3号に規定する外国会社の性質を識別するに足りる書面をもってこれに代えることができる。

2. 登録申請書の提出先

登録申請書及びその添付書類（以下「登録申請書等」という。）は、申請者の主たる事務所の所在地を管轄する税関長（3.において「管轄税関長」という。）に提出させる。

3. 登録免許税領収証書の提出方法

登録免許税は、登録申請者が登録申請を行う日までに、日本銀行（代理店及び歳入代理店を含む。）を通じて管轄税関長を長とする税関の所在地を管轄する税務署長あてに納付させ、当該納付に係る領収証書を日本産業規格A4による用紙に貼り付け、当該用紙を申請書と合てつさせて提出させる。

4. 登録申請書の処理

- (1) 登録申請書の受付に当たっては、次の点に留意する。

イ 同一人が、2以上の登録の申請を行うことは認めない。

ロ 登録申請書を受け付けたときは、当該受付年月日を当該登録申請書に記載する。

- (2) 登録番号は、次により取り扱う。

イ 登録番号は、税関長ごとに、決裁を終了した順に、一連の番号で付する。具体的には、例えば、東京税関長第111号とする。

ロ 登録を抹消した場合の登録番号は欠番とし、補充は行わない。

- (3) 登録の通知は、次により取り扱う。

イ 税関長は、登録申請者が法第13条各号のいずれにも該当しないと認めたときは、別紙様式1による登録済通知書を登録申請者に交付する。

ロ 税関長は、特定販売業者の登録をしたときは、別紙様式2により理財局長に報告するとともに、他の税関長に対し、登録申請書の写しを添付して通知

しなければならない。

(4) 登録の拒否は、次により取り扱う。

イ 登録を拒否したときは、拒否の理由並びに財務大臣に対して審査請求できること及び審査請求とは別途に、国を被告として訴訟を提起することができることを記載した別紙様式 3 による登録拒否通知書を登録申請者に交付する。

ロ 登録拒否通知書には、拒否の理由に該当する法第 13 条各号のうちの該当する号の番号を、例えば、次に示すようにして、具体的に明らかにすること。

(i) たばこ事業法第 13 条第 1 号 (たばこ事業法違反で処罰された者) 該当

(ii) たばこ事業法第 13 条第 2 号 (登録を取り消された者) 該当

(iii) たばこ事業法第 13 条第 3 号 (破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者) 該当

(iv) たばこ事業法第 13 条第 4 号 (法人の代表者が同条第 号 () に該当) 該当

(v) たばこ事業法第 13 条第 5 号 (法定代理人が同条第 号 () に該当) 該当

(5) 特定販売業者登録簿 (以下「登録簿」という。) は、別紙様式 4 により作成する。

(6) 登録免許税領収証書は、受理した日から 5 年間保存する。

(7) 税関長は、特定販売業の登録申請の事務処理の迅速化を図り、特定販売業の登録申請を受理した月の翌月末までに登録済通知書又は登録拒否通知書を登録申請者に交付するよう努める。

第三 承継

1. 承継者届出書又は継続届出書の添付書類

(1) 規則第 11 条第 1 項第 1 号に規定する「承継者に係る前条第 1 項各号に掲げる書類」は、第二 1. と同様に取り扱う。

(2) 規則第 11 条第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに同条第 2 項に規定する「戸籍謄本」は、相続の事実及び相続人の範囲が明らかとなるものでなければならない。

2. 承継届出書又は継続届出書の提出先
第二2. に準じて取り扱う。

3. 承継届出書又は継続届出書の処理

(1) 第二4. (1)ロに準じて取り扱う。

(2) 地位の承継があった場合の取扱いは、次に定めるところによる。

イ 特定販売業者以外の者が相続、合併又は分割によって特定販売業者の地位を承継した場合（ロの場合を除く。）は、規則第11条第1項に規定する承継届出書及び添付書類（以下「承継届出書等」という。）の提出を受けた税関長（以下(3)までにおいて「登録税関長」という。）は、登録簿を当該承継届出書の内容に応じ修正する。

ロ 特定販売業者と特定販売業者の合併により設立された法人が特定販売業者の地位を承継した場合は、

(i) 当該法人に、継続する特定販売業者の登録（以下「継続登録」という。）をしている税関長に対し、承継届出書等を提出させる。

(ii) 登録税関長は、登録簿を当該承継届出書の内容に応じて修正するとともに、継続登録以外の登録（以下「他の登録」という。）を抹消する。この場合において、登録税関長が他の登録をしている税関長と異なるときは、登録税関長は他の登録をしている税関長に対し、承継届出書の写しを添えて、当該他の登録に係る特定販売業者について承継があった旨通知する。

(iii) 他の登録をしている税関長は、通知を受けた場合には、当該他の登録に係る特定販売業者の登録簿の写し及び登録申請書等を登録税関長に送付するとともに、当該他の登録を抹消する。

ハ 特定販売業者が相続、吸収合併又は吸収分割によって特定販売業者の地位を承継した場合で、当該地位を承継した特定販売業者（以下「承継者」という。）が被相続人、被合併法人又は吸収分割により事業を承継させた法人に係る登録（以下「承継した登録」という。）を継続するときは、

(i) 登録税関長は、登録簿を承継届出書の内容に応じて修正するとともに、承継者に係る登録を抹消する。この場合において、登録税関長が承継者に係る登録をしている税関長（以下「管轄税関長」という。）と異なるときは、登録税関長は、管轄税関長に対し、承継届出書の写しを添えて、承継者が承継した登録を継続する旨通知する。

(ii) 管轄税関長は、通知を受けた場合には、承継者の登録簿の写し及び登録申請書等を登録税関長に送付するとともに、承継者に係る登録を抹消

する。

ニ 特定販売業者が相続、吸収合併又は吸収分割によって特定販売業者の地位を承継した場合で承継者が承継した登録を継続しないときは、登録税関長は、承継した登録を抹消する。この場合において、登録税関長が管轄税関長と異なるときは、登録税関長は、管轄税関長に対し、承継届出書の写し並びに被相続人又は非合併法人の登録簿の写し及び登録申請書等を添えて、承継者が地位を承継した旨通知する。

(3) 登録税関長は、地位の承継があった場合は、別紙様式5により理財局長に報告するとともに、他の税関長（(2)ロ、ハ及びニにおいてすでに通知を受けている税関長を除く。）に対し通知しなければならない。

第四 商号等の変更

1. 変更届出書の提出先

第二2. に準じて取り扱う。

2. 変更届出書の処理

(1) 第二4.(1)ロに準じて取り扱う。

(2) 税関長は、規則第12条に規定する変更届出書及び変更の事実を証明する書類（以下「変更届出書等」という。）の提出を受けた場合には、登録簿を当該変更届出書の内容に応じ修正する。

(3) 税関長は、変更に係る事項が法第11条第2項第1号から第3号までに掲げるものである場合には、別紙様式6により理財局長に報告するとともに、他の税関長に対し通知しなければならない。

3. 税関長の管轄区域を越えて主たる事務所の所在地を変更した場合の取扱いは、次に定めるところによる。

(1) 変更届出書等の提出を受けた税関長（以下「登録税関長」という。）は、当該変更届出書等に当該変更届出書等を提出した特定販売業者（以下「届出者」という。）の登録簿の写し及び届出者の登録申請書等を添付して、変更後の主たる事務所の所在地を管轄する税関長（以下「新権限者」という。）に送付する。

(2) 新権限者は、届出者に係る法第12条に規定する事項を登録簿に記載する。この場合において、登録番号は、新権限者が第二4.(2)に準じて付し、登録年

月日は変更しない。

- (3) 新権限者は、登録簿に記載後、届出者に別紙様式 7 による通知書を交付するとともに、登録税関長に登録済の通知をする。
- (4) 登録税関長は、通知を受けた場合には、届出者の登録を抹消する。
- (5) 新権限者は、別紙様式 6 により理財局長に報告するとともに、他の税関長（登録税関長を除く。）に対し変更届出書の写しを添えて通知しなければならない。

第五 登録の取消し等

1. 税関長は、特定販売業者の登録を取り消そうとするとき又は営業の停止を命じようとするときは、その理由及び聴聞の期日を記載した別紙様式 8 による聴聞通知書を当該特定販売業者に交付する。
2. 税関長は、特定販売業者の登録を取り消す場合又は営業の停止を命ずる場合は、その理由並びに財務大臣に対して審査請求できること及び審査請求とは別途に、国を被告として訴訟を提起することができることを記載した別紙様式 9 又は 10 による処分通知書を当該取消し又は営業停止に係る特定販売業者に交付する。
3. 税関長は、特定販売業者の登録を取り消したとき又は営業の停止を命じたときは、別紙様式 11 により理財局長に報告するとともに、他の税関長に対し登録を取り消した又は営業の停止を命じた旨通知しなければならない。

第六 営業の廃止

1. 廃止届出書の提出先
第二 2. に準じて取り扱う。
2. 廃止届出書の処理
 - (1) 第二 4. (1) ロに準じて取り扱う。
 - (2) 税関長は、廃止届出書の提出を受けたときは、当該廃止届出書を提出した者に係る登録を抹消する。
 - (3) 税関長は、廃止届出書の提出を受けたときは、別紙様式 12 により理財局長

に報告するとともに、他の税関長に対し特定販売業者の営業の廃止があった旨通知しなければならない。

第七 報告

1. 税関長においては、登録等の実績について別紙様式 1 3 により税関の管内分を作成し、毎年度末の翌月末までに理財局長に報告する。
2. 税関長においては、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの期間内にした登録に係る登録免許税の納付額を、別紙様式 1 4 により、毎年度末の翌月末までに理財局長に報告する。

第八 雑則

法第 4 2 条の規定により、税関の職員が特定販売業者の営業所等に立ち入り、検査をする場合は、税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令（昭和 2 9 年大蔵省令第 6 4 号）に規定する証明書を呈示し、検査を行う旨を告げなければならない。